

# 横井時雄の立憲政治論

—The Contemporary Review (September 1898) 掲載論文を中心とする—

西田毅

はじめに——横井論文との出会い

一九九一年夏から九二一年の春にかけて、オックスフォードのセント・アントニーズ・コレッジに二度目の在外研究の機会を与えられて滞在したが、その時の仕事の一つは、明治期の知識人と後期ヴィクトリア朝の社会と政治思想の関わりを比較思想史的に研究する事にあつた。

とくに、民友社が発行していた著名な総合雑誌『国民之友』(一八八七—一八九八) や竹越三叉らが発刊していた『世界之日本』(一八九六—一九〇〇) のモデルになつたといわれてゐるヴィクトリア時代の英國におけるジャーナル、とりわけ、クオリティーマガジンの調査に多くの時間を割いた。

ヴィクトリア時代のハイ・ブラウを読者層にもつ高級雑誌といえば、人は誰でも必ずエディンバラレビュー The

Edinburgh Review' フォートナイトリーレビュー The Fortnightly Review' フォンティムポラリーレビュー The Contemporary Review' の雑誌を眺め浮かべるのであるが、オックスフォード大学の図書館、とくに Old Bodleian Library を利用するのが在外研究の目的であったので、当時、館長職にあり、親しい知己であるデーヴィッド・ウェイジー氏（現在はボドリアン・ライブラリーの名誉館長 Librarian Emeritus）の助力を得て、フォートナイトリーレビューの主筆（一八六七—一八八二）を務めたことがあり、歴史家であり政治家でもあった J. モーリー John Morley (一八三八—一九一三) と同誌の関係を調べたり、かれが主筆時代の一五年間の誌面を詳細に調査した。なぜこのふたつの仕事に関わったかといえば、徳富蘇峰はモーリーから深い思想的影響を受けており、加えて、『国民之友』はエテインバランビューやコンテムポラリーレビューと並んで、フォートナイトリーレビューがそのモデルになったと考えられるからである。<sup>(1)</sup>

一八六五年に創刊されたフォートナイトリーレビューはモーリーが入社したのは、C. モリソンの薦めで、六七年には G. H. ルイス George Henry Lewes にかわって編集長に就任、創設初期の執筆陣には W. バジョットや A. トロロップ、G. エリオット、G. メレディス、F. ハリソンといった高名な学者や文筆家がきら星のように誌面を飾っていた。まさに政治、社会、文学、宗教、時事問題等多方面にわたるテーマを当代一流の文筆家が妍を競うかのように寄稿していたのである。モーリーもその最初の業績であるエドマンド・バーク論の連載を一八六七年一月から始めている。そのバーク論には、のちに自由党の国會議員として政治、社会問題の解決に立ち向かうモーリーの保守主義と自由主義、急進思想が混在した評論が展開されている。モーリーと自由党系の政党が激しく対立するヴィクト

リア朝のイギリスにおいて、グラッドストンと議会の改革派を支持する論調からして、フォートナイトリーレビューの政治的スタンスは、自ずから自由党政権支持の立場を表明している」とはあきらかであった。

さて、蘇峰は「毛禮卿及其時代」を『中央公論』（一九一四年一月号）に発表している。それはその前年の秋に亡くなつたモーリーへの追悼論文であるが、四〇〇字詰にして1100枚を優に超える長編の本格的なモーリー伝である。

そこには、若き日の徳富が馬場辰猪から教えられて、モーリーの『コブデン伝』を読み、同志社時代からその名前を知っていたR・コブデンやJ・ブライトらのマンチエスター・スクールの理解を深めたこと、そしてA・スミスやJ・ベンサム、J・オースティンらによつて思想形成を行なつたモーリーへの論及があり、思想のみならず、ジャーナリストとしてアイルランド自治法案に賭けた政治家の経歴をもつ、典型的なヴィクトリア朝リベラリズムの代表者モーリーの生き方自体が、修史家として生涯を全うする決意を固める、壮年期以前の野心家ジャーナリスト蘇峰のモデルになつていた」とが、一読してあきらかである。さらに、モーリーが編集した「英國文人叢書」English Men of Letters<sup>(2)</sup>、「英國十一政治家叢書」Twelve English Statesmenから受けた影響は、「民友社十一文豪」シリーズの企画に顕著に現われている。ヴィクトリア時代の雑誌や新聞の調査を離れて、D.A. Hamer の 'John Morley' Liberal Intellectual in Politics, Clarendon Press Oxford 1968 を手がかりにモーリーの伝記的領域にも関心の輪が次第に広がり、かれがオックスフォードのリンクカーンコレッジの出身であるのを思い出しつゝ、肖像画を見にコレッジのダイニングホールにも足を伸ばしたりした。やがてまた、後期ヴィクトリア時代の「新自由主義」思想と民友社の比較的考察を深めるために、ベイリオルコレッジ出身のA・V・ダイシーとマンチエスター・スクールの関わりやT・H・グリーン、

B・ボーズンキットらのわゆるオックスフォードスクールの理想主義政治学へと関心対象が広がつていつた。

フォートナイトリーレビューの調査が一段落ついたところで、今度はもう一つの総合雑誌であるコンテムポラリー・レビューの調べに取り掛かった。コンテムポラリー・レビューは一八六六年の創刊で、発行者はA・ストラーハン Alexander Strahan、フォートナイトリーレビューと類似の宗教、思想、教育、哲学、芸術、政治、社会問題など多様なテーマを扱つた評論誌で、J・S・ミルやA・V・ダイシー、J・A・ホブソンらも寄稿する高級な読者を相手とする月刊誌である。各号に掲載された評論のテーマと執筆者名をメモしておこうとに、全く偶然に、小稿で翻訳紹介する横井時雄の論文に遭遇する」とになつた。その論文は *New Japan and Her Constitutional Outlook* という論題で、一八九八年九月号に掲載されてゐる。ふるのような経緯で遠く離れた極東の島国日本の横井時雄の文章が、このヴィクトリア時代の代表的な思想雑誌に掲載される事になつたのか、今の所、詳しい事情は分からぬ。

なおまた、よく似た問題を取り上げた別の論稿 *The Japanese Constitutional Crisis and the War* が、無署名で一八九五年一〇月号に載つてゐるが、執筆者が誰で横井と何らかの関係がある人物なのかどうか、これも今の所、調査が手付かずの状態である。

この「発見」が機縁になって、横井が他にも同時期の海外のジャーナルに寄稿した事実があるかどうか少し調べてみたら、近代日本の政治と宗教、倫理思想を論じた *The Ethical and Political Problems of New Japan* という論文が International Journal of Ethics の一八九七年一月号に載つてゐるのを分かつた。つまり、横井はコンテムポラリー・レビュー誌以外にもよく似た主題に関する論文を発表していたのである。この二つの論文には、民党的な歴史認識に

立脚した明治維新論と国会開設後の立憲民主政治論が展開されている。以下、論文の紹介に先だって主題と関係する範囲内でごく簡単に横井のプロフィールを記しておこう。

### 一 数奇な生涯——宗教ジャーナリスト・同志社総長から衆議院議員へ

熊本バンドの一員であり、のちに第三代同志社社長（総長）に選ばれた横井時雄（一八五七—一九二七）は、高名な幕末の思想家横井小楠の子として一八五七年（安政四）、熊本城下に生まれた。これまで、かれが日本プロテスタント・イズムの長老として、牧界における先駆的な活動や宗教ジャーナリストとして、『六合雑誌』や『基督教新聞』等の経営、編集業務に精彩を放つことはよく知られている。しかし、処女作の『約翰伝集註』（一八八三）をはじめ、『基督教新論』（一八九一）、『歐洲近世史論』（一九一〇）等の著述に示された神学、歴史の分野における業績については意外に論じられていない。とくに、西園寺公望の題辞（「通古今之変」）のある『歐洲近世史論』は、マルコ・ポーロやコロンブスの新世界発見から宗教改革、エリザベス朝英國、三〇年戦争を経て一七世紀イギリスの二つの市民革命、そしてフランス革命からナポレオンボナパルト、ウイーン会議、一九世紀後半のイタリーとドイツの統一と一八七〇年代以降の帝国主義時代に至る、ほぼ四百年間のヨーロッパの近世近代史の概観で、実に七百頁の浩瀚な書物である。本書はまた、歴史学の専門家でないことを自認する著者が、ヨーロッパにおける「治乱の跡を尋ね其興亡の所以を探る」楽しみを基礎に文明史的考察を試みたものである。

では何故主題にヨーロッパ近世史を取り上げるのであろうか。横井はその執筆の動機を次のように語っている。曰

く、「近世欧洲の四百余年間の活動飛躍」が人類の進歩にもたらした一大貢献は、「立憲政治の理想を発達したること」、およそ西洋と東洋の歴史を比較して「其最も著しき相違の点は文艺科学の進歩の長短に在らずして、政治的理想的の不同に在る（中略）、東洋の政治は古来專制主義にして仁政を以て理想と為す」も「曾て君主專制の外に進路を求めたるもの」なく、「堯舜二代の禅讓の如き政治を一身一家に私せざるの実意は餘あるも、素とはれ仁政の一端のみ、国民自ら參政の権利を認めたるに非ず」と道破した。

ところが、西洋においてはギリシャ・ローマ時代にすでに民權自由尊重の觀念が制度や法律の上に表現せられていた。それが、中世の自由都市の發達、自治制の理念の展開を経てヨーロッパ「近世の諸国は希臘の自由主義と羅馬の立憲代議の思想とを調和<sup>あんぱい</sup>し広き範囲の国家に適當すべき新政体の理想を發達するに至れるものなり、是れ實に近世欧洲の世界人類に対する一大貢献にして、各国の歴史其の境遇の状態に依り君主制と共和制の相異あり、成文憲法と不文憲法の區別ありと雖も、苟も現今の文明国と称すべきものは、地の東西を問はず、一として立憲主義を採用せざるなきに至れるもの、近世欧洲の貢献の如何に重要にして其及ぶ範囲の如何に遠大なるかを察すべきに非ずや<sup>(3)</sup>（ルビ筆者、以下断りなきかぎり同じ）との確信に基づいて、明治維新以降の新日本勃興の「一大要件たる立憲政体の理想」が彼の地で完成された歴史的由來を明らかにしようとしたのである。

小稿で紹介する英文論稿の論旨とも共通するが、明治國家の改革は西洋伝來の「立憲的觀念」に従つて実施されており、「国会を起し公議輿論に基き新政を行ふべしと云へる理想を掲示して國民に望みたればこそ、王政復古の妙味も一層適切に感得せられたるなれ。廢藩置県、國民皆兵等の斷行遂に何等の障礙<sup>しおうがい</sup>を見ざりしもの亦た新政の理想中

暗に立憲代議の主義を加味したことの影響に帰すべき理由なきに非ず<sup>(4)</sup>」と記している。もちろん、横井は、近世ヨーロッパの歴史的発展を、「このような立憲政体發展史の視点から、単純に、一面的に捉えているわけではない。近世ヨーロッパ的一大特色として、他にナショナリズム、「国民的觀念」の發達、そして一九世紀後半の國際競争の激化と帝国主義の急激な發展といったファクターにも注目している。しかし、横井は、コロンブスの新世界の發見に發して、宗教改革運動による国民的自覺の喚起、そして「帝国主義と世界的舞台の開始」を以て一段落を告げる歐州四百年間の活動を、「各方面の大小事件万遍に遺漏なく網羅した」、あたかも古文書を繰り返し隠れた史実を發見したり、事實の誤認を訂正する年代記風の史書の作成を期したのではないとはつきり断っている。それは、あくまでも重大事件に注目しながら「近世歐洲の開展發達し来れる階段を知り其茲に至れる理由を解せんとする」方法、いいかえれば、細事の厳密な考証にこだわる官学流實証史学ではなく、歴史の大勢に即して総合達観し、歴史の意味理解を重視する史論史学の方法を目指した書物であることが分かる。E・ギボンの『ローマ帝国衰亡史』などの文献を引用書目にあげているところからも其の点は傍証できよう。そして、横井が、同学の徳富蘇峰や民友社同人の周辺に位置する民間史学の一翼を担う人物であることが、改めて本書を通して理解できる。

とにかく、横井はこの文明論的歴史書を八年以上の歳月をかけて完成させた。その間、政治家への転進といった身辺の事情の変化もあるが、かれにとつて唯一の歴史書ともいえる本書は、エリザベス一世やクロムウェル、フリードリッヒ大王、ナポレオンそしてイタリー建国の元勲など、政治的人物の伝記をふんだんに織り込みながら、治乱興亡の跡を尋ね、その因果を探求する点では「世の所謂歴史に勝るものあるべきを信ず」(本書「凡例」の言葉)という

ひそかな自負に満ちた作品であったことはまちがいない。<sup>(5)</sup>

一八八三年（明治一六）、今治教会の青年牧師時代に発表されたヨハネ福音書の注釈書『約翰伝集註』から明治二四、五年当時、新神学に関心をもち、やがて信仰の動搖を來して『我国の基督教問題』（一八九一）を著わした経緯については、横井の同志ともいうべき小崎弘道や綱島佳吉が語っている。<sup>(6)</sup> 新島襄の存命中に起つた、組合、一致両教会の合同問題において横井が積極的に合同説を説いたことや、新神学の影響を受けて教会に対する疑問が湧出し、ついにはアメリカのファンダメンタリズムに基づく堅固な福音主義に変容する信仰上の軌跡について、門外漢の筆者が語る資格はない。

しかし、歴史評論の分野でいえば、徳富蘇峰をはじめ、民友社系歴史家たちと共同でおこなつたさまざまな言論活動を通して、その名前は比較的よく知られている。たとえば、強いキリスト教の影響下にあつた初期の竹越とは、『六合雑誌』の「特別寄書家」として、あるいは『基督教新聞』の編集仲間として旧知の間柄にあつた。竹越が『基督伝記』（一八九三）を公刊したとき横井は次ぎのような「序文」を寄せている。すなわち、竹越が何よりもイエスの品性、品格の高潔さをその生涯の叙述において重点を置きながら著わそうとしたことに賛成して、キリスト教が「天下万世に通じて絶待孤立、他に比類ある可らざるものはキリストの品性是れなり、凡ての言教を統一して具体的に代表するものはキリストの品性なり、キリスト教の生命はキリストその人あり、キリスト教は即ちキリストなり」と述べて、あくまでも「事実に就きて耶蘇を説明」せんとする竹越の歴史主義的方法に共感の意をあらわした。

さらにまた、『国民新聞』が一八九二年（明治二五）九月に、熊本県知事松平正直が小学校教員のキリスト教の信

仰を禁止し、同県の山鹿高等小学校長赤星某が同校生徒が聖書を研究した理由で退校を命じた事件で、帝国憲法第二八条信教の自由の保障を楯に取つて抗議声明「公開状」を発表したとき、横井は植村正久、本多庸一、井深梶之助ら宗教家と並んで、竹越与三郎、山路弥吉ら民友社のメンバーと一緒にそこに名を連ねている。竹越との関係は民友社退社後も続き、「日刊世界之日本」発刊時（一八九七）には、横井が伊藤（博文）、西園寺（公望）、陸奥（宗光）ら政治家や文学者、宗教家とともに創刊号に祝詞を寄せている。

その親密な関係は、一九〇二年（明治三五）に、竹越が衆議院議員になつてから後も、横井が竹越より一足先に政友会系議員になつていたことからさらに続いたものと思われる。

歴史家としての横井の名は、先述の『歐洲近世史論』の他にも、一八八九年（明治二二）、民友社から出版された『小楠遺稿』や明治維新後の德育とキリスト教の関係を論じた『日本の道徳と基督教』（一八九一年、原田助と共に著）などの書物で知られている。とくに『小楠遺稿』は一八八一年（明治一四）ころに父横井小楠の遺稿編纂を思い立つた。そのときかれは、「先考不幸にして凶変死に遭ひ畢生養成するの志の將に漸く伸ひんとするに当り空しく世を去れり。せめては其遺稿を公にして以て其志のありし処その識見の存せし処を明にせん」との思いに駆られてひろく書簡、著述、詩文類を収集したという。資料の収集に協力したのが、小楠にゆかりのある徳富一敬や江口高廉で収録する史料の選択や配列の順序等、編集事務には蘇峰も加わった。目録を見れば分かるように、『国是二論』、『夷虜応接大意』をはじめ重要な建白類も収められており、文字通りそれは横井小楠に関する信頼できる最初の史料集であるといえよう。幕末から維新にかけて、小楠実学党の影響を強く受けていた蘇峰の父一敬（淇水翁）は小楠の信任厚い門

下生で、蘇峰の従兄江口高廉は小楠に隨行して越前に赴いた経験の持主である」と、そして母方の叔母が小楠夫人の横井津世子という小楠と幾重にもわたる因縁関係にあつた蘇峰が、創設後まもない民友社の重要な出版物としてこの『小楠遺稿』の上梓を意図したであろうことは想像に難くない。

徳富が、非業の死を遂げ、その上、世間から幾多の誤解を受けている小楠の頌徳、顯彰にいかに熱心であったかと「いうことは、横井時雄の追悼演説に明らかである。<sup>(9)</sup>

さて、小稿で紹介しようとする New Japan and Her Constitutional Outlook が発表された頃の横井は、はたしてどのような立場、状況にあつたのか。

熊本洋学校廃校後、開成学校（東京帝大の前身）に入るが、やがて退学して同志社に入学、そして、卒業後は今治で伝道活動をした横井は、一八八七年（明治二〇）に上京し本郷で教会を起し、日本伝道会社の専任委員になつた。

そして、一八九〇年（明治二三）一月、新島襄の死後、同志社社長（総長）に就任した小崎弘道に依頼されて『六合雑誌』や『基督教新聞』の編集を引き継いでいる。その後、先にふれたような信仰上の動搖を経験して、一八九四年（明治二七）から九六年（明治二九）にかけて友人の岡島佳吉と一緒に渡米、帰国後の一八九七年（明治二〇）五月、小崎のあとを継いで同志社社長に就任した。横井にとつて一年と一〇ヶ月の総長時代は、まさに「受難」の時代となつた。一八九〇年代後半の同志社は新島の死や教育勅語の發布による忠君愛國の道徳教育の強化、キリスト教は「国体」に反するといった理由で度重なるキリスト教攻撃に遭い、そしてまた、アメリカンボードとの決裂、それに由来する財政事情の逼迫、学内における米国伝道会社派遣の宣教師団と社員、校友の対立等々の条件が重なつて、明治

一〇年代後半の順調な勢いとは打って変わった衰勢ぶりであった。横井はこのような「受難衰亡の時代」に社長兼校長に就任したのである。<sup>(10)</sup> そして、かれの進退に関わる事件は、一八九八年（明治三二）二月に文部省訓令十二号への対応をめぐって決定された同志社綱領改正問題が引きがねとなつて発生した。一八八八年（明治二二）に制定された同志社通則第三条には「本社（同志社）はキリスト教を以て德育の基本とす」とあり、これは第六条において「不易の原則にして動かす可らず」と定められていた。

ところが、学校当局は新島の存命中からの悲願であった徵兵猶予の特典を得るために、「不易の原則」の一項の削除はやむなしとの判断に傾いたのであるが、通則改正の論拠として、他にも、民法の制定や同志社が尋常中学の設立認可を得た以上、文部省の制度に反し国民教育の方針に違反するような教育をすることはできないという考え方も学内にはあつた。すなわち、「基督教を以て德育の基本と為すと云ふは固より本社創立以来の主義なりといえども是唯だ基督教を以て德育上必要の要素として認めたるに外ならざるなり、同志社が宗教学校即ち伝道師養成所に非ずして大に此種の学校と其撰を異にする所以のものは同志社創立の顛末及び大学設置の主旨書等によりて明なり、又同志社の歴史上初めより学生をして強制的に宗教上の儀文を習わしめざりし一事に徴しても瞭然たり、蓋し新島氏が学生を薰陶するや常に自由寛大の精神を以て宗教上観念の異同を問はざりしことは事実の顯著なるものにして且つ同氏が私立大学の設立を首唱して汎く天下の賛同を求めるが如き以て如何に国家有用の人材を陶冶せんとするに熱心なりしか見るべきなり」と通則の改正が新島の教育理念と從来、同志社が守ってきた教育方針と何ら異なるものでないことを強調している。さらに、綱領の削除は、「寄附行為を破棄し寄附者の信任に背戻するもの」とする米国伝道会社

の強い非難に応えて、「同志社通則は其一部分たりとも内外人より寄附の条件として指定せられたるものあることなく全く社員が合意上規定したる処のものなり、但し、内外の寄附者は社旨の在る処を信じて寄附金をなしたるものなれば、同志社が其本来の社旨をさえ変更せざれば（つまり、「第三条 本社は基督教を以て德育の基本とす」の条項を維持する限り、社員が決して従来の主義方針を変更するものでないことは明瞭という意味—筆者註）、單に通則中の文字を変更したることは敢て破信の行為と云ふ可らざる事」と揚言する。さらに、「同志社内に於て教育と宗教との範囲を明白にし宗教は之を課業外に置きて自由に拡張するの法を取るは現今的情勢上尤も便利の方針なる事」、「宗教が教育上に於ける位置は其形式の波及よりも精神的修養を貴しとす、故に之を強制的に教ゆるよりも自由に教ゆるかた其感化の及ぶ処寧ろ大なるものあるべき事」<sup>(12)</sup>といつた主張も展開している。文中、「時運の推移」、「現今的情勢上尤も便利の方針」といった表現がしばしば用いられるなど、そこには、横井らが文部省と宣教師団の板挟みになつた苦衷の跡が明らかに読み取れる。結局、学内の教職員、米国伝道会社、校友、資金の寄附者たちから猛烈な反発にあつて、事態の收拾がつかなくなり、元通りに「通則」第一章の綱領が復活するという失態を演じてしまった。前代未聞の社員総辞職が行われたのは一八九八年（明治三一）一二月一八日の事である。但し、開学以来前例のない社員総辞職なので、横井は原田助、中村栄助とともに善後策を講ずるため、翌明治三二年三月下旬まで留任した。<sup>(13)</sup>

以上が同志社史上有名な通則改正事件の概略である。天皇制国家の教育原理と同志社の立学精神であるキリスト教主義教育の理念が真正面から衝突し、横井がはしなくもその矢面に立たされた觀がある。横井らが選択した態度を國の文教政策への屈服とみるか、あるいは「時運の推移」を察した巧妙な「現今的情勢上最も便利の方針」の採用とみ

るべきか、横井の行政能力を含めてその評価は分かれるところであるが、いずれにせよ、他の私学にみられない特異な経験であり、厳しい「国体」の風圧の中で、キリスト教一私学の運命をかけた苦渋の選択であったと見るべきであろう。仮にもし新島が生きておれば、横井に代わって新島自らが決断を迫られた事は必至である。

同志社辞任後の横井は政界に進み、政友会系の代議士として活躍、しかし、やがて不幸にして一九〇九年（明治四二）に起つた日糖疑獄事件に連座して検挙された。輸入原料の砂糖戻税法案をめぐって大日本製糖会社の贈収賄事件に関わった顛末をここで詳しく述べる余裕はない。しかし、私心のない塵界を超絶した人格者が、濁流渦巻く政界で引っ掛けた「不慮の禍」であつた、と多くの友人知己が事件について語つている。<sup>(14)</sup>

さて、コンテムポラリーレビュー誌上の横井論文が書かれた背景についてこれ以上述べる必要はないであろう。とにかく、本文が発表された一八九八年九月というのは、かれが同志社総長として、まさに「渦中の人」であった。もう一つのインターナショナルジャーナル・オブ・エシックス掲載の論文 *The Ethical and Political Problems of New Japan* は、一八九七年（明治二〇）一月号で、それは小崎の後任として第三代社長に就任が決まつていた時点のことである。思想の骨子はそれ以前に形成されていたものとはいえ、この激務の時期に何故たびたび外国の雑誌に寄稿しようとしたのか。依頼原稿なのか、それとも、誰か有力な推薦者が両雑誌に掲載を申し込んだのかどうか、その点は全く不明である。今後、両誌の書誌的研究をも含めて、ヴィクトリア時代のジャーナル、とくに、高級総合雑誌と明治の知識人たちの思想形成や人的交流を調査する中での点の検討を試みたい。

## 二一 明治維新と立憲政治論

New Japan and Her Constitutional Outlook (以下、「新日本と立憲政治の将来」と訳す) は、先述のようにコンテムポラリーレビュー一八九八年九月号に掲載 (pp. 446-456) われており、紙上の署名は Tokiwo Yokoiとなつてゐる。なお、本誌の特徴を理解する参考資料として同号を含む第七四卷 (一八九八年七月—一二月) の目次を掲載しておいた (次頁参照)。

さて、論文の詳細な内容は拙訳を見ていただくとして、こゝでは若干の論点を取り上げてコメントしておきたい。

本論文の執筆は一八九八年の第三二次伊藤内閣の第十二特別議会 (五月一九日—六月一〇日) の開会中になされた。この特別議会は六月一〇日に衆議院で地租増徴案が否決されて解散が命ぜられた。六月二二日には自由、進歩両党が合同して憲政党を結成、六月二四日には伊藤首相が元老会議で民党政の合同に対抗するため政府党の結成を提議して激論が交され、翌二五日には伊藤内閣が総辞職している。後継首班として伊藤は山縣 (有朋) らの反対を押して、大隈 (重信)、板垣 (退助) を推薦した。かくして、六月三〇日に誕生した大隈内閣 (首相兼外相大隈、内相板垣の隈板内閣) は、軍部大臣を除く全閣僚に党員を起用して、四ヶ月餘の短命ながら我が国最初の政党内閣であった。この藩閥勢力と政党勢力が激しく対立する状況の下で、一八九〇年 (明治二三) の国会開設以降八年間の政治史をふまえながら、日本に立憲政治が発展する可能性があることを力説するのが本稿の趣旨である。しかも、横井の楽観的ともいえる議会政治の展望は、そもそも、近代日本のエポック・メーキングとなつた明治維新の積極的評価と結びついてゐる。

## The Contemporary Review 第74卷 目次

## CONTENTS OF VOLUME LXXIV.

JULY, 1898.

	PAGE
The Cuban Insurrection. By G. C. Musgrave .....	1
Spain and the Philippine Islands. By John Foreman .....	20
Mr. Gladstone. By Norman Hapgood .....	34
The Religion of Mr. Watts's Pictures. By Wilfrid Richmond .....	54
Bodley's "France." By Mary James Darmesteter .....	60
Gospels of Anarchy. By Vernon Lee .....	75
The Development of Ritualism. By H. C. Corrane .....	91
Violins and Girls. By H. R. Haweis .....	107
The Revolt in Italy. By G. Dalla Vecchia .....	113
The Report of the Opium Commission. By the Rev. Arnold Foster .....	121
Ideal London. By Frederic Harrison .....	139

AUGUST, 1898.

Our Future Empire in the Far East. By the Author of "1920" .....	153
Free Trade and Foreign Policy. By J. A. Hobson .....	167
Sir Edward Burne-Jones. By Ford Madox Hueffer .....	181
The Art of Blackmail. By a Financial Journalist .....	196
Christ and the Appeal to the People. By S. Baring-Gould .....	206
The Likeness of Christ. By the Dean of Canterbury .....	215
The Kelmscott Press and the New Printing. By Albert Louis Cotton .....	221
The Defeat of the Oil Kings. By Robert Donald .....	232
Apostolical Succession. By Vernon Bartlet and A. J. Carlyle .....	247
How the Communion Tables were Set Altar-wise. By Professor Sayce .....	270
The Prospects of Australian Federation. By Sir Julius Vogel .....	275
Twenty-five Years of East London. By Canon Barnett .....	280
Liberalism and the Empire. By J. Compton Rickett, M. P. ....	290
Wanted : A Defeat. By a New Radical .....	297

SEPTEMBER, 1898.

The Coming of Carlism. By E. J. Dillon .....	305
Popular Church History. By J. Horace Round .....	335
The Likeness of Christ : A Reply. By Sir Wyke Bayliss .....	354
The Yangtse Valley and its Trade. By Archibald Little .....	363
Mr. Andrew Lang and the Murder of Cardinal Beaton. By D. Hay Fleming, LL. D .....	375
Christian Legends of the Hebrides. By A. Goodrich-Freer .....	390
Gustave Moreau : The Modern Mind in Classical Art. By C. I. Holmes .....	403
Philosophy and the Newer Sociology. By Professor Caldwell .....	411
Englishwomen and Agriculture. By Virginia M. Crawford .....	426
The Salvation Army : A Note of Warning. By John Hollins .....	436
New Japan and Her Constitutional Outlook. By Tokiwo Yokoi .....	446

## OCTOBER, 1898.

	PAGE
England's Destiny in China. By Captain Younghusband .....	457
The East London Water Works Company. By Vaughan Nash .....	474
General Gordon's Territories: A Facsimile of his Autograph Map .....	480
The Soudan Question (with Map). By R. W. Felkin .....	482
The Tsar's Appeal for Peace. By a Soldier .....	498
With Paul Sabatier at Assisi. By the Rev. Canon Rawnsley .....	505
Church History for the People: A Reply. By G. H. F. Nye .....	519
The State and the Telephones :	
The Story of a Betrayal of Public Interests. By Robert Donald .....	530
The Church and Social Democracy in Germany. By Richard Heath .....	547
The French in Tunisia. By Herbert Vivian .....	563
The Last Peasant in Greek Poetry.	
By the Countess Martinengo Cesaresco .....	576
The Earliest Religion of the Ancient Hebrews :	
A New Theory. By G. Margoliouth .....	581
The Dreyfus Case: A Study of French Opinion. By K. V. T. ....	593

## NOVEMBER, 1898.

The Tsar's Eirenicon. By Dr. E. J. Dillon .....	609
What is Ritualism? By the Right rev. Bishop Barry .....	643
Fashoda and the Upper Nile. By Demetrius C. Boulger .....	667
Thomas Francis Bayard. By George F. Parker .....	674
The Kinetic Theory of Gases. By Professor Ramsey .....	681
Cuba for the Cubans. By Antonio Gonzalo Pérez .....	692
Church Defence. By J. Horace Round .....	702
The Drama of Ideas. By Norman Hapgood .....	712
The Oxford Chairs of Philosophy. By Professor J. H. Muirhead .....	724
Corpus Christi Day at Orvieto. By the Rev. Canon Rawnsley .....	737
A Dress Rehearsal of Rebellion. By Phil Robinson .....	746
The Football Madness. By Ernest Ensor .....	751

## DECEMBER, 1898.

France, Russia, and the Nile .....	761
The Archbishop's Charge :	
The Doctrine of the Lord's Supper. By Professor James Orr .....	779
The Significance of "Aylwin." By the Rev. W. Robertson Nicoll, LL. D. ....	798
Does Trade follow the Flag? By Load Farrer .....	810
The Night after San Juan :	
An Episode of the Cuban War. By Stephen Bonsal .....	837
Scientific Ballooning. By the Rev. J. M. Bacon .....	851
Puvis de Chavannes. By C. J. Holmes .....	864
Life in Gilgit. By Capt. G. H. Bretherton, D. S. O. ....	872
The Origin of Political Representation. By E. Jenks .....	882
Some Recent Literature in France. By Edmund Gosse .....	890
The Arch-Enemy of England .....	901

つまり、横井は、明治維新をレボルーション、革命と捉えて、それをさまざまの封建的桎梏からの解放を実現した社会改革であるという高い評価を与えており、五箇条御誓文は新時代の精神と統治原理の宣言と読んだのである。歐米諸国の識者に対し、日本の議会政治の可能性を、明治維新のこのような評価と関連させながら、歴史的パースペクティブにおいて、理解し強調する姿勢がまず本編の第一の特徴である。以下、この観点に関連して、横井の維新論の特色をいま少しく詳細に検討してみよう。

明治維新の性格規定については、「御一新」、「王政復古」とみる史觀に始まって、大正時代に入ると社会経済史的研究の興隆に伴い、日本における資本主義成立期としての明治維新という視点が新たに強調されるようになった。それがさらに、昭和初期のマルクス主義史学に立つ明治維新絶対主義革命説とブルジョワ革命説を主張する、いわゆる「講座派」と「労農派」の論争につながってゆく。この論争は、幕藩体制下の経済的発展過程に注目した、徳川期から明治期への社会の全体構造におよぶ転換の分析に比重を置いた方法に立つものであり、両見解の規定は、その後、第二次大戦後も唯物史観の史学に対するさまざまな批判とマルクス主義者の側における修正を経ながら、今なお有力な影響力を維持し続けている。加えて、世界的な資本主義列強勢力の東漸と「外圧」の問題を関連させて論ずる国際的契機の視点も参入して、明治維新の本質論や時期区分について多様な解釈が続出している。

もちろん、横井はこのような学説史的背景を十分ふまえて維新論を展開しているわけではない。明治維新の始期と終期についても明確な区分を設定していないが、一応、維新时期を一八五三年（嘉永六）のペリー来航から明治初期のラスティックな改革実施の時期までとする明治時代の通説に従っており、黒船の来航後、開港が実現し尊王攘夷運

動が起つて「王政復古」に至つたとみる明治政府の維新史觀と大きくは違わない。唯、先述のように、横井は明治維新を単なる幕府と西南雄藩の権力闘争やクーデターとみるのではなく、「『ミカドの帝国』の形成に向けて新しい秩序を導入しようとした日本における一つの革命」とみて、その背景には「明確な政治的理念」が存在した事を強調している。ここにいうところの「新しい秩序」とは、「国民としての一体性の自覚と中央集権的な政治権力の創造」を意味する。そして、維新のリーダーたちには、新秩序の具体的な政治システムとして、漠然とした構想ながら「天皇統治と議会を制度としてもつ封建制の束縛から解放された国家の形成」が考えられていたと述べている。またかれは、「王政復古」を唱えたリーダーが倒幕運動を推進する上で、ミカドイズム、尊皇論を「宗教的権威にまで仕立て上げた」のは事実であるが、しかし、この尊皇論がいかに強力なものであっても、それが幕末の巨大な政治変革の第一の原因であったとはいえないと断っている。それでは、イデオロギーとしての復古的革命理念（「天皇親政」）と現実に幕藩体制を揺り動かし、崩壊に導いた社会的力学の関係について、横井はどのような見方を提示しているのであらうか。

維新の変革を引き起<sup>こ</sup>した動因として尊皇論<sup>ミカドイズム</sup>と薩長雄藩勢力が果たした役割は、公然周知の事実であるが、それが幕末の政治変革を導く随一の動機であるとはいえない。明治維新がもたらした成果が、尊攘論思想や変革主体が意図していたモチーフを、はるかに超えたスケールに展開して行つた事でその点が証明されていると横井は指摘する。すなわち、西洋文明との接触によつて、日本国民が実現可能となつた民主主義思想 democratic ideas の導入がなれば、維新の変革は旧来の専制主義的な徳川幕府の打倒に止まつていたかも知れないという。

ところで、「外圧」が幕末の変革の決定的な動因であると考える人々、とりわけ西洋の知識層は、新日本における自由の観念の発展を「永遠の謎」視する。かれら西洋人の眼にはアジアや日本に対する無知から「東洋における社会生活の發展を規制する諸原則が西洋におけるそれとは根本的に異なつたもの」、「ヨーロッパ社会に機能する政治的歴史的基準はアジアの政治や歴史に適応できない」と考えたり、日本人の模倣癖を天賦の才と捉える傾向が強い。しかし、横井はこうした「アジア的」または「東洋的」といった特殊な意味が付与された形容詞の使用はアジア人を特別視する風潮を助長し、西洋人との共通性や連帯性を排除する恐れがあると警告している。そもそも「アジア的」、「東洋的」といった用語自体、その意味が曖昧模糊としており、そこには、同じアジアの中の日本と中国、インドの歴史文化や国民性の違いといったものが十分把握されていない。インドや中国にくらべて、日本の文明ははるかに若く、ちょうど六世紀の中葉、イギリスやフランスがローマの文明とキリスト教の影響を受けて成長したのと同じように、日本は中国の儒教と佛教文明の圧倒的な恩恵を受けた。したがって、文明史的に見て、日本は「東洋において世界の近代的な国家の一群に属する唯一の民族」と呼びうる国である。明治時代に入って、一八七一年（明治五）、公式に「編年史」が発表されたが、それは神武天皇紀元説を採用して国の起源をBC六六〇年に溯<sup>さかのぼ</sup>らせている。ちょうどそれは、アテネの立法家ドラコンやソロン（七賢人の一人）、アッシリア国王やバビロニア国王と同時代の古さである。しかし、これは国家の起源をあまりに遠い過去に求め過ぎており、横井によれば、記紀神話に基づいた科学的実証性に堪えない年代記ということになる。少なくとも、神武紀元五百年前から千年までは客観的な歴史学者の眼からみて削除されるべき年代であろうとかれは述べている。

本論文で主張される日本と西洋の異質性への疑問の提起、アジア文化圏の中で、インド、中国のような最古の歴史をもつ文明国に対し、日本はむしろ英独仏と同様、新しい国家であると規定する考え方、「新日本の倫理的政治的諸問題」 The Ethical and Political Problems of New Japan やも展開されている。この論文はスペクテーター（ロンドン）に掲載された、日本を世界最古の歴史をもつ国家という紹介が誤解であるのを明らかにする目的で、わざわざインター・ナショナル・ジャーナル・オブ・エシックスに寄稿されたものである。

続いてかれは、日本の歴史と近代ヨーロッパ史においてみられる共通の法則の支配を明治維新を対象に論及する。

横井は、明治維新が政治的理念をもつた革命であり、維新の変革の最大の動機は、国民の内発的な民主主義の高揚 uprising of democracy にあるとした。そして、近代ヨーロッパにおけるイギリスと大陸諸国の革命の二類型を比較考察している。つまり、貴族と人民が団結して国王から憲法上の権利を獲得したイギリスの例と国王が人民の士気を鼓舞して、封建貴族の專制支配を打倒した大陸諸国の啓蒙專制君主の存在をあげ、後者にみられる中央集権的絶対君主制の登場は、後の民主主義的発展への重要な一段階と捉えた。そこで、日本とヨーロッパを比較した場合、その歴史発展は大陸型変革のパターンによく似ているという。唯、日本の場合、中央集権化と民主主義の同時発生現象がみられた点がヨーロッパの大陸諸国と異なっていると述べている。ところで、横井は、民主主義や近代思想をどのように定義しているのであろうか。かれは、democratic ideas, democracy & modern thought という英語で説明する以外、それについて突つこんだ解釈はしていない。おそらく、西洋近代の市民社会にみられる民主主義思想と等置していると考えて間違いないだろう。

明治維新による中央集権化と民主主義の発展に関して横井は次のように捉えている。

鎖国が長く続いた「ミカドの帝国」は、地理的原因も作用して、ヨーロッパ諸国のような対外競争もなく、外からの新しい文化的刺激も乏しかつた。幕末になって列強がやってきて開国を迫つたとき、日本の封建主義体制はとつくの昔に寿命が尽きているにもかかわらず、その「形骸」だけが未だ手をつけられずに残つていた。横井はとくに諸大名や上級武士の進取の気象のなきを指摘し、維新変革のリーダーは中下級士族が中心になつて起り、それに加えて幕末には、大都市の富裕な商人層が経済力＝富の蓄積をつけてきており、諸大名の債権者たる商人は実質的な社会的評価としては、當時、士族に次ぐ有力者になつていたと主張している。社会の大規模な変化の徵候は、商人勢力の台頭だけではない。たとえば、かつて武士層に独占されていたと主張している教育は、今や広汎な民衆のあいだにも浸透しつつあつた。

ここで述べられている教育は、藩校や私塾、寺子屋等のいわゆる学校教育に止まらない。小説文芸や芝居、演劇、講談、吟誦といった広義の民衆啓蒙の諸形態に注目し、それらの當為が農工商三民の知的啓發に役立ち、三世紀近く続いた平和状態も作用して、民衆の社会的境遇の質的な変革を可能ならしめたという見方を示している。

教育の独占の解除と民衆の知的レベルの向上、そして、視圈の拡大が、やがて平民階級 commonalty の誕生につながつたと主張する。コモナルティの意味であるが、横井は、それは、旧士族を中心に、有力な他の階層出身者が入り交じつて組織される社会階層であると捉えている。維新の変革にイニシアティブをとつた下級士族出身の志士と教育水準の高い地方の名望家層によって構成せられた平民階級が、外来の近代思想に接触して、維新後の日本に新しい自由の息吹を吹き込んで、燎原の火の如き勢いで立憲主義思想を押し広めたのである。

五箇条御誓文に「新時代の精神」の象徴的表現を認める横井は、公議輿論の尊重という一項を取り上げて、それは英語でいえば public opinion and general deliberation になり、天皇の政府が支配の正当性の根拠として輿論を重視するのは、最も影響力のある政治勢力が、新興の平民階級であり、かれらこそ時代の「理性的輿論」を代弁するか、もしくはかれら自身の言論活動によって世論の形成者たりうると理解されたからに他ならない。

そして、そのような影響力をもつ平民階級を敵に回す」とは、支配層にとって不利であり、むしろかれらの同意に基づく専制君主支配ではなく立憲君主政体が選ばれたのは、支配層のこのような維新の変革の理解によるものであった。公議輿論の尊重は、公議所（一八六九）、集議院（一八七〇）の設置によって、立法府の早期実現を目指す新政府の姿勢が示されたが、その試みは時期尚早で、一八九〇年（明治二三）の国会開設に至るまで政府はなお幾多の糾余曲折を経験しなければならなかつた。

横井は、その後、明治政府のイニシアティブの下に、中央集権的な行政機構の確立や国民皆兵制度の整備がなされ、士族反乱の平定、自由民権運動との対決を経て、内閣制の導入、地方自治制の創設等が行われ、明治国家が形成されていく過程について述べている。そのなかで、士族反乱から自由民権運動にかけて展開された、反政府運動に関する横井の論評を見てみよう。かれはその運動主体が、士族反乱と民権運動の両者ともに不平士族が中心勢力であった点を鋭く見抜いている。唯、国会開設を旗印に掲げた自由民権運動（great political agitation と英訳されている）を積極的に評価しており、イギリスのチャーティスト運動やオコンセルに率いられたアイルランド民族主義運動に匹敵す

る運動と捉えている。そして、この民権運動の高まりの中、天皇は明治一四年一〇月に国会開設の詔勅を発したのである。明治政府の決断の背後には、代議政体を導入する社会的条件がすでに成熟していたこと、また、それまでに、すでに新政府が議会制の導入に必要な準備に取り組んでいたことにも十分注意する必要があると述べている。

」のように国会開設が五箇条御誓文の公議輿論尊重の精神に基づくこと、民権運動がその実現を推進したとはいえ、支配層が以前からその導入に熱心であったことを説明した上で、かれは、議会開設後、第一議会から第十二特別議会まで八年間の議会政治の実態を回顧している。初期議会から政府と議会の衝突は繰り返された。対立の争点は、軍事費の削減が攻防の焦点になった予算案の審議（一八九一）や條約改正交渉に不満をもつ「対外硬」派による条約勵行建議案の上程をめぐる伊藤内閣と民党の激しい抗争（一八九三）などであったが、度重なる議会の停会や衆議院の混亂と解散劇は、外国の識者に、日本の立憲政治の将来を危ぶむ印象を与えた。一八九五年（明治二八）一〇月号のコントエムポラリーレビューに掲載された「日本の立憲政治の危機と日清戦争」（匿名）The Japanese Constitutional Crisis and the War には、」うした知識層の危機感がよく表明されている。

横井は、」の論者があげている日本的一部有識者のあいだで懸念されていた「憲法停止」の動きがあつた」とについて異議を唱えていない。しかし、日清戦争が始まると状況が一変してあたかも挙国一致内閣が成立したかのような観を呈したこと、それが戦後、一転して三国干涉への不満が爆発し、第九議会（一八九五年一二月一九六年三月）で野党の議事妨害となつて現れるのではないかという心配があつたが、伊藤内閣と自由党の提携（一八九五年一一月）成つて過半数の勢力を獲得し、無事議会の運営ができるようになった事などについて言及している。さて、この伊藤

と民党（自由党）の提携について横井はどのように論評しているのであらうか。

かれは、「提携」を日本の立憲政治史上、実に「画期的な一段階」とみなした。つまり、自由党史上の意義とは別に、それは、伊藤個人にとつても従来の超然主義を捨てて政党勢力との提携へとその政治姿勢を大きく転換させる出来事であつたと捉えている。唯、横井はここで同じ民党系の有力政治家板垣退助と大隈重信について、かれらの政治家としての資質や状況認識、組織論や展望論といった点についてより突っ込んだ考察はしていない。たとえば、伊藤内閣（第二次）に内相として入閣した板垣（一八九六年四月）が、その四ヶ月後に伊藤が内閣の強化のために、松方（正義）、大隈の入閣を閣僚と協議したとき、板垣が大隈の入閣に強く反対した経緯についても、板垣が自由進歩両党の提携策に抵抗したからという理由以外、他の動機には一切ふれていない。周知のように、一八九六年（明治二十九）に伊藤が閣内不統一を理由に辞表を提出し、そのあと松方内閣（松隈内閣）が誕生したが、三ヶ月余の短命でまた伊藤が登板して第三次伊藤内閣を組閣（一八九八年一月—一九八年六月）、しかし、この内閣もわずか五ヶ月の短命内閣に終わった。第三次内閣の組閣の際に、伊藤が板垣の入閣を断わって自由党との関係が悪化し、自由党は政府と絶縁を決議、そして第十二特別議会で地租増徴案を否決して解散、総辞職へと伊藤を追い込んでいく過程、さらにその後、第一次大隈内閣（憲政党内閣、一八九八年六月—一〇月）へと政局が動いていくが、横井論文にはこのめまぐるしく変転する政局の事実描写はある。しかし、さまざまなかつては、当時の宮廷勢力、枢府、貴族院の動向や伊藤と山縣の対立、さらには自由進歩両党の合同と分裂にみられる民党内部の複雑な利害対立など、政府と民党の妥協提携の政治力学の分析はない。唯、横井は、伊藤の自由進歩両党との提携の模索について、伊藤がどのよ

うな政党政治觀を抱いているのか一向に不明瞭で、各政党関係者の側も、複雑な利害や思惑がらみで、一筋縄ではゆかぬ伊藤の動きを見守っている観があつたというコメントはしている。そして、双方の求愛期間は長いが、なお婚約の発表には至らずとの感想を漏らしている。しかし、わずかその二年後に実現する立憲政友会の結成と伊藤の初代総裁就任への見通しについて、横井はこの時点で全くふれていない。変転やまぬ現実政治の場における予見の困難さが改めて思い知らされる次第である。

そして、いよいよこの論文が執筆された時期の第三次伊藤内閣の発足と第十二特別議会当時の政治状況が、リアルタイムで述べられる段に入った。かれは、議会に提出され否決された地租増徴案については一言もふれていない。しかし、もう一つの選挙法改正法案については、そこに盛り込まれた財産要件の大幅の低減と衆議院議員定数の増員について、それは国民の参政権の拡大につながり、もしこの法案が無事通過すれば、日本の「立憲政治の發展に甚大な影響を与える」こと必至であると積極的に評価している。

最後に、過去八年間の議会政治を省みて次のように揚言する。日清戦争後、立憲政治は注目すべき發展を遂げ、今や内閣が確実に議会の政党勢力を反映し、議会に対して責任を負い議会の信任にレーヴン・デールを置くという西洋の議院内閣制の姿に近づいている。そして、今後議会は、従来の閥族対国民全体の利益の対立といった構図とは別の対抗関係によって支配されるであろうといい、日下、急速に進展しつつある資本主義的な經濟發展は、より実際的な矛盾の解決に政治家の関心を向わせるであろうと述べている。今後、經濟問題の比重の増大を指摘しているのであるが、同時に、政党政治における妥協や和解といった政治技術の価値や政治的指導層に要求される理性と節制、いい

かえれば、紀律ある知的リーダーシップの必要性が強調されている。

大隈を除いて優れた政党政治家がない現状を憂える横井であるが、将来的には、あらゆる面で政党政治の改革が進む今、理想的なプロの政治家の確保はさほど困難ではないと楽観的な展望を語っている。そして、やがて一世代もすれば、日本もフランスやドイツ並みの立憲政治を享受できるのではないかというその観測は、その後の日本の政治史によつて見事に裏切られた。

しかし、かれの予見能力は別として、ここに取り上げられたさまざまな論点を通して、われわれは横井のキリスト教的リベラリズムと民党的歴史認識をはつきりと看取できるであろう。

本論文の発表とほぼ同時期の一八九九年に新渡戸稲造が *Bushido, the Soul of Japan* 『武士道』をアメリカで出版した。太平洋の架け橋たらんとした新渡戸が、日露戦争前後の武士道ブームの風潮の中で、武士道が決して偏狭な忠君愛国の国体觀念とイコールではなく、むしろ、西洋の騎士道との類似性をもつ普遍性をもつた道徳的価値である事を説いて、日本の尚武の気風や軍国主義的大国化を警戒する欧米諸国民に対して、正しい日本理解と伝統的な日本国民の道徳内容を伝えようとした。西洋世界において、未だ、日本が神秘の帳とばりに包まれた「ミカドの帝国」というイメージが支配する中で、日本の政治的近代化の可能性をあえて肯定的に説明しようとした横井の熱意には、新渡戸の著述と同じ執筆の意図を感じさせるものがある。

### 三 「新日本と立憲政治の将来」（翻訳）

一八六八年に起つた明治維新は、「ミカドの帝国」の形成に向けて新しい秩序を導入しようとした日本における一つの革命であり、その背景には明確な政治的理念が存在した。すなわち、それは本質的に、国民としての一体性の自覚と中央集権的な政治権力の創造を意味している。明治維新の指導者たちのヴィジョンとしては、天皇統治と議会を制度としても封建制の束縛から解放された国家の形成がはるか彼方の目標としてあつた。すなわち、そこには国家のいたるところに統一国民としての共通の鼓動が脈打ち、あらゆる封建的な制約や人為的差別が永遠に廃絶されるという状況がイメージされている。

しかし実際には、このような理念について、開明的な識見をもつた明治維新のリーダーたちが、はつきりと詳細にその変革の中身について述べてはいない。しかし、維新の変革に続く様々な一連の出来事が、その理論的な帰結であつたことが広汎に示されている。明治維新の変革は、通常、王政復古と称される。つまり、それは、天皇が日本国の統治において、卓越した権威と合法的な権力をもつ古代の政治体制への復古を意味する。形式的な意味では、その見解は確かに正しいといえよう。過去八〇〇年のあいだ、短期間を除いて、日本の天皇はずつと歴代の将軍の支配下に置かれ、政治的には絶えず、強制的な拘束状態におかれていた。そこで、王政復古を唱えた人たちは、幕府支配を打倒するために、「天皇中心主義」（尊王論）Mikadoism という考えを、いわばかれらの宗教的境域にまで仕立てあげたのである。かれらは、幕府支配の抑圧によって、誰よりも大きな苦痛を強いられたのが他ならぬ神聖なるミカド

(天皇)であることをよく理解していたがゆえに、ますます、その抑圧の重大性を指摘するようになった。

かくして、王政復古運動は、王権篡奪者であり、抑圧者である当の支配権力＝幕府を、広く国民一般の良心の制裁にかけるために攻撃したのであった。神聖な天皇の名前は、その運動に宗教的な信任を付与すると同時に、法的な正当性をも与え、そして、その勢力を殆ど他に比類のないほど強力なものにした。しかし、たとえこの思想がいかに強力であっても、それが幕末の巨大な政治運動の第一の原因として機能したわけではない。

明治維新はまた、二、三の強力な西南雄藩の働きによって実現したともいわれている。つまり、かれらは、約三〇〇年続いた「徳川王朝」の支配に対して、常に復讐心をもち続けてきたのである。長州や薩摩藩の人々は、一八六八年に、かれらが長いあいだ待望し続けたチャンスが漸く到来したというように感じ取った。そして、薩長連合の武力と天皇が下した神聖な委任（勅旨）の威光に基づいて、かれらは大胆に徳川幕府の権力に立ち向かい、壮烈な攻撃を加えて幕府を天皇の支配下に置き、そして一挙に幕藩体制を崩壊に導いたのである。かくして、幕府支配は一日にして打倒され、日本は、正統性をもつ天皇の支配する国となつたのである。日本国民は、確かに、これらの薩長両藩とその他雄藩の役割に対して、多大の感謝の気持ちを抱いているといえよう。

しかし、これら雄藩の野望と軍事力が、尊王論がそうでないと同様に、幕末の政治運動を導く随一の原因であるというわけではなかつた。維新の変革がもたらした結果は、尊王論（ミカドイズム）や雄藩勢力が予期していた程度より、はるかにスケールの大きいものであった。さらにまた、西洋人の渡来と、かれらが日本に伝えた驚嘆すべき西洋文明の物語が、明治維新の原因であつたともいわれてゐる。これは、ある程度まで、疑いのない真実である。日本

の開国によつて生じた厄介な外国との交際上のトラブルが、幕府の崩壊を早めたのは確かであるが、しかし、西洋の民主主義思想の導入がなければ、維新の変革は、単に徳川の専制主義的な中央集権支配体制の打倒に止まつていたであろう。さらに、「外圧」の威力、つまり、幕末の割拠状態にある国民に対して、威嚇的な態度で迫つてくる西洋列強の存在が、間接的にはあるが、平和的秩序の再構築に少なからぬ影響を与えたことは否定できない。列強の帝国主義者たちは、より穩健な外交の方策を実施しようとした。そして、幕府側の勢力は、列強の要求におとなしく従う方がより安全な途であると判断した。というのは、両者ともに、かれらが寛大な愛国心の良心的命令に従うことを見知っていたからである。しかし、「外圧」を幕末の大変動の主要な原因であると強調する人たちは、どうしても、新しい時代における日本の自由な精神の健全な成長を永遠の謎であると説明しようとすると。

日本の歴史のこのような発展に興味をもつ多くの西洋の学者は、もし、これらの変革がアジア以外の何処か他の場所で発生していたならば、より深くその原因を究明したことであろう。所詮、アジアは、多くのヨーロッパ人にとつて不思議な夢の国なのである。かれらの眼には、東洋における社会生活の発展を規制する諸原則が、西洋におけるそれとは根本的に異なつたものと映ずる。ヨーロッパ社会に機能する政治的歴史的基準は、アジアの政治や歴史に適応できない。日本はアジアの一國家であるゆえに、多くの觀察者の心には、多数のさまざまの偶然的な契機も、歴史上、きわめて重要な出来事という一語で説明すれば事足りるとみなされてしまう。日本人はまた、優れた模倣の才能をもつた國民であり、最近の日本の文明開化もこの天賦の才がもたらした偉大な成果であると評価されている。非常に多くのことがこの東洋の國民によつて達成されたことは全く賞賛に値しよう。しかしながら、これらの批評家は、日本

の新しい文明は単なる西洋の模倣であり、そのすばらしい外形も、未だ“皮相的なもの”のレベルにすぎないと主張し続けるのである。

「アジア的」 Asiatic または「東洋的」 Oriental という形容詞は、事実、特殊な意味合ひをもつており、その用語は、このカテゴリーの中で生きている人民と西洋人との連帶、あるいは一体性といったものを完全に締め出してしまった性格をもつてゐる。しかし、そのような大雑把な理解の仕方ほど大きな間違はない。たとえば、これまで、日本人は島国の国民であるという意味付けがあり、島国であることの理由をもつて他のアジアの人民と区別されてきた。しかし、もっと重要なのは、日本と中国、インドの違いは、日本の文明がそれらの国々よりも若く、また、イギリスやフランスと比べてもそれほど古くはないという点にある。六世紀の中葉、イギリスやフランスがローマ文明とキリスト教の影響を受けるようになつたちょうどその頃、地球の裏側の日本は中国文明と佛教の支配下におかれるようになつた。実際のところ、日本人は東洋において、世界の近代的な国家の一群に属する唯一の民族なのである。

\* 「非常に古い歴史をもつた国民」 eldest of the people である日本人が今尚、若い精神を持ち続けてゐることに対するヨーロッパの著述家たちは、それは永遠に解き難い謎であるとする感じを抱いてゐる。日本史の編年史を作成することは学者にとってまさに悩みの種であるが、かれらは、れども多くの無邪気な誤りを犯してゐた。そこで、私が別の機会に指摘した論点を以下に引用する所をお許し願いたい。(The Ethical and Political Problems of New Japan, International Journal of Ethics, January 1897, p. 169—略者注)。

日本の編年史が公式に発表されたのは、一八七一年が初めてであるが、それは實に、古く神代の昔に国史の起源を求めてゐる。それでは、皇室の始祖神武天皇の統治の最初の年を六六〇BCとしてゐる。大まかにいえば、それは紀元前七世紀のギリシャの立

法者ドラコンやソロン、アッシリヤの王ヤンナケリブ (705-681 B.C.)、バビロニアの王ネブカドネザル一世 (604-561 B.C.?) と同じ時代の人物なのである。しかし、この年代記は、わが国に現存する最古の一冊の歴史書、つまり、AD七一二年と七二〇年に編纂された『古事記』と『日本書紀』——その内容は大部分が神話や伝説であるが——に基づいて編集されている。そして、アイルランドの神学者J・アッシャー James Ussher (一五八一一六五六) の編集した聖書年表と幾分類似していて、全体的にあまりに長期の年代に及びすぎているように思われる。この問題を批判的に研究した学者たちは、すべて、神武紀元五百年前から千年までの期間は、もし、われわれが学問的に信頼できる歴史の根拠に到達したとき、年代記から削除しなければならないと主張するであろう。

もし過去六世紀の日本史が、何の偏見もなく研究されるならば、そこには、近代ヨーロッパの歴史と同じ社会勢力や歴史的契機の影響が作用していることに氣付くであろう。それでは、われわれが今、論じている明治維新の変革の理由として、先にあげた三つの論点より、さらに深遠な動機が存在するのであろうか。

ここで、私は最初に主張したことを繰り返し述べたい。すなわち、明治維新はある政治的理想的をもつた革命であり、維新の革命の最大の原因は、国民の内部からの民主主義の高揚にあつたことを確認しておきたい。

われわれは、近代ヨーロッパの歴史から次のことを学んだ。つまり、イギリスにおいては、貴族階級が人民と団結して国王から憲法上の権利や特権を獲得し、反対に、大陸諸国では、国王が人民を勇気付け、糾合して、封建貴族の専制的支配を打倒した。いいかえれば、大陸諸国では、国王が国民の代弁者となり、国民保護の名の下に貴族の権力を打倒したのである。そして、この運動の直接的な結果として、中央集権的な専制君主制の支配体制が確立された。

しかしながら、この支配体制はいわば「慈悲深い絶対主義」（啓蒙專制君主）であり、そうした体制の中で、これらの大陸諸国は、内部で統一を固め、急速に富と情報を増やしていく。それゆえ、絶対君主制の実現というのは、後の民主主義的発展に向かって飛躍を遂げる一つの重要なステップであつたといえよう。

さて、日本の場合を考えてみると、その歴史発展は、ヨーロッパ大陸のパターンと全く良く似ていると言える。ただ、日本では、中央集権化と民主主義の発生が同時に起つたという点がヨーロッパ大陸と異なっている。そして、日本（「ミカドの帝国」）における封建主義は、その寿命を超えて予想以上に長く生き延びた。ヨーロッパの国々のように外国との競争もなく、新しい思想の刺激や挑戦を受けることもなく、日本のアンシャンレジームは長く存続しつづけたのである。一九世紀後半（一八五〇—七五年）、西洋列強が日本にやってきて、隠者のように鎖国を固守する日本の門戸を激しく叩いたとき、日本では、封建主義の生命力は、すでに死滅し過去のものとなっていたにもかかわらず、その形骸だけが未だ手をつけられずに残存していた。

数世紀前に、著名な大名の家系の基礎を築いた偉大な人物の子孫は、長年の安穏な生活から来る怠惰と奢侈によつて、すっかり進取の気象を失つてしまつていた。そして、重要な官職を独占する名門の一族が、やがて、少数の優れた指導者を産み出した。明治維新の変革の日が到来したとき、日本の名目上の指導者たちが、全く無力で、まるで子供のように、かれらの部下の指導と支持に依存しなければならなかつたのは實に残念なことであった。維新の変革のリーダーの出自を考えてみると、多くは中級士族の出身であり、下級士族の出身者も少なからずいたが、上級武士出身者は極めて稀であった。また、幕末期には商人階級も重要な位置を占めるようになつていて、徳川時代の一般的な

社会的地位の区分によれば、商人階級は序列の最下位に属していた。最高位は、もちろん貴族に、次いで武士、そして、次に農民、職人、商人といいういわゆる士農工商の秩序が明らかであった。しかし、こうした序列の設定も、単に過去の考え方を反映したものに過ぎなかつた。つまり、現実の社会的評価では、商人は、士族に次ぐ位置に置かれていた。幕末維新当時、すべての大名が抱える深刻な課題といえば何といつても財政窮乏の問題があつた。江戸時代における文明化の進展と日常の贅沢な生活習慣の蓄積は、大名たちの歳入を著しく逼迫させた。さらに、西洋の商人たちがライフル銃や大砲、砲艦等を販売するためにやってきたとき、かれらの財政的困難は一層深刻になつた。そして、緊迫した国内の革命情勢が、大名たちを、今や武装の強化が至上命令であるという判断に導いたのである。このような状況の中で、大都市の富裕な商人は大名の債権者となり急速に富を蓄えていった。そして、同時に、かれらの社会的影響力も増大していく。明治維新の新政権が一八六八年に、最も緊急の政策として紙幣を発行した際、政府は、京都や大阪の富裕な商人の援助によつて、からうじて信用を確保することができたのである。さらに、この動きは商人階級だけに止まらない。変化の徵候は、他の社会的階層の中にもみられた。たとえば、かつては武士層だけに独占されていた教育が、今や広汎な民衆のあいだに浸透している。小説文芸、演劇芝居、物語（講談）、吟誦等が民衆教育の強力な役割を演じた。少なからぬ農工階層の人民も、読み書きできるようになった。そして、三世紀も続いた完全な平和状態が、民衆の社会的境遇の大規模な改革を可能にしたのである。その結果、典型的な平民とよばれる一つの階級、つまり、主として旧士族層出身から構成されており、それに、他の階級から加わった有力なメンバーによって、組成される社会階層が登場するようになつた。そして、今や、この平民階級にとって、近代思想との接触が必要と

なつたのである。つまり、近代思想を知ることによつて、全国民が新しい自由の息吹を感じ得することが可能となつた。

それは、あたかも、火に油を注ぐような勢いで伝播していったのである。維新後の新しいレジームの下で生じてきた民衆勢力の着実な影響力の増大が、私がこれまで述べてきた見解を確実に証明していると思われる。

現在の天皇（明治天皇—訳注）がその統治の始めにおこなつた有名な誓約（五箇条御誓文—訳注）で、国民に対する支配の原則を宣揚しているが、そこには、あきらかに、新しい時代の到来を象徴する精神を言い表したコトバが見出される。たとえば、公議輿論というコトバ（英語では public opinion and general deliberationとなつてゐる）は、輿論に従い慎重に国事を討議、遂行するという意味に他ならない。ところで、国民一般の恭順を引き出す根拠として、なぜ、天皇は真剣に輿論を重視する意思を表明しなければならないのか。現代の政治の研究者が述べているように、明治初年の段階で最も影響力のある政治勢力といえば、実質的な意味では平民階級であり、そのことが民衆の輿論、公議輿論の尊重となつて現れたのである。平民階級はその時代の理性的な輿論を立派に代弁するか、あるいはかれらの言論活動によつて、直接、世論を形成しようとした。そして、かれらを敵の側に迫りやることがいかに危険であるか支配層は良く知つていたのである。敵対するよりもむしろ、かれらの支持と同意を得て事態の解決を図ろうとした。かくして、天皇の誓約は、皇室の側からなされた率直な現状の肯定であったといえよう。それゆえ、新しい統治は、昔のような専ら王権神授説に立脚した專制君主政治ではなく、厳肅な立憲政治の誓いによつて、明治の新体制がスタートしたのである。事実、明治維新が実現した一年後、立法府（議会）が組織され、立法や行政が審議されている（明治二年三月に開設された公議所のこと）。のち、集議院と改称、明治六年に廃止—訳注）。

しかし、その試みは時期尚早であった。そしてまもなく、立法府は廃止された。日本が、議会制度の導入に踏み切るまで、未だ幾多の困難な準備の時期を経なければならなかつたのである。

明治新政府の最初の政治課題は中央集権的行政機構の創設であった。今世紀（一九世紀）の中頃の日本は、ちょうど、一七世紀のフランスの政治情勢に似ていた。国内は大小およそ三百の封建諸侯が支配する領地（藩）に分かれ、各藩がそれぞれ実質的に独立国のような様相を示していた。法律、習慣、伝統そして國訛り等、諸藩がことごとく異なつていた。藩と藩の境界は厳重に警護され、商業活動は幾多の人為的な制約で規制されていた。共通の課税方法もなく、また、生命と財産を擁護する法的な保障もないままに、資産家は絶えず上からの強制的な金品の調達命令に怯え、農民は苛酷な税と頻発する賦役の重圧に押しひしがれていた。M・シュリー、D・リシュリュー、J・マザランやJ・B・コルベールらによつて、一世紀かかつて達成されたフランスの中央集権体制は、日本ではわずか一世代で成し遂げられなければならなかつた。

天皇とかれの偉大な閣僚たち——木戸、大久保、伊藤ら——の愛国心や、近代ヨーロッパの様々な教訓を基にそれは達成された。そして、ある点ではフランスの中央集権化よりも成功したといえる。かくして、議会政治制度が、この国で流血革命の惨事を経験することなく導入されたのである。

\* 一八六九年——徳川封建体制の廃止。あらゆる権力が再び天皇の手に戻る（天皇親政体制の復興）。一八七二年——軍隊が国民徵兵制の基礎の下に組織される（一一月 全国徵兵の詔——訳注）。以後、武士階級は從来の独占的な兵役の権限を失う。一八七三年——課税の適正基準の実現を企図した、政府による、全国の土地の一斉測量検分が実施される。一八七四——七七年——士族反乱の時期。新

政府の中央集権政策の実施に不満をもつ、各地の旧武士層が決起した暴動が頻発する。一八七八年—大久保利通暗殺される。参議伊藤博文、政府の指導的地位に就く。選挙制に基づく府県会の召集。この頃から例年、全国で定期的に地方議会が開かれる。一八七八—八二年—自由民権運動期。一八八一年—国会開設の時期を一八九〇年と定める詔勅が発せられる。一八八五年—内閣制度の発足。従来の太政官制度を廃止し、近代的な政治原理に基づく政府行政機構が整備される。一八八八年—市制及び町村制の公布。地方自治制が各市町村に認められる。一八八九年—大日本帝国憲法の發布。

明治新政府はこのような集権体制の形成を、常に、順風満帆のうちに押し進めることができたわけではない。左右両陣営から幾多の困難な問題が発生した。中央集権的政策の推進は、保守派にとつても改革派にとつてもあまり歓迎されなかつた。保守派は、未だ古い封建的觀念から十分、脱皮することができなかつたのでそれを好まなかつたし、また、改革派は、政府の改革の進め方が緩慢であることに不平を抱いていた。しばしば、反政府暴動が発生し、明治一〇年、あたかも、内乱のような大規模な旧薩摩藩の士族反乱によつてそれは絶頂に達したのである。

しかしながら、これらの士族反乱によつて、中央政府の権力を転覆させることができ不可能であることが明らかになると、板垣退助（伯爵）によつて率いられる自由党（ラディカルズ）は、方向を転換して、今度は一連の政治運動＝自由民権運動を展開し始めた。その運動は一八七八年（明治一<sup>(マニ)</sup>）に始まり、年々、量的にも質的にも盛んになつていつた。そして、運動が展開される過程で、多数のパンフレット（小冊子）や自由民権派の新聞が発刊された。さらに、各地の集会で政府批判の演説が頻繁に行なわれた。また、大量の署名を添えて国会開設の請願書が政府に提出さ

れた。こうした民権運動の展開の中で、自由党、改進党、政府系の政党が次々と葺のように誕生したのである。とくに、一八八一、八二年は、自由民権運動がピークに達した年で、世情騒然たるありさまであった。日本のこの時代に關心をもつ外国人研究者は、自由民権運動の展開が、ちょうど、イギリスのチャーティスト運動やオコンネル Daniel O'Connell に指導されたアイルランド合併反対運動に匹敵するものという認識をもつかも知れない。しかし、イギリスの事例と違つて、日本の反政府運動は目的を達成することができた。すなわち、一八八一年（明治一四）一〇月、天皇は九年後の明治二三年を期して立憲政治の実現を約束する詔勅を発したのである。

これらの事態の考察によつて、われわれは、近代日本における代議政体を導入する社会的条件が、すでに十分、成熟していたこと、そして、国会開設の実現なくしては、国民の利害が、明らかに重大な危機にさらされる可能性があつたことを理解しうる。また、明治政府は、状況の推移を慎重に考慮しながら、以前から、議会制度の導入に必要な準備に取り組んでいたことも理解できよう。このような理由で、日本の立憲政治体制の将来の発展が約束されないと先驗的に結論づけることができるかも知れない。しかし、経験科学が有力な今日、政治をあまりに先驗的に論ずるのは流行らないやり方というものであろう。そこで、断定的に結論を下す前に、ここで帝国議会の歴史を一瞥し、過去八年間の議会政治の実験によつて日本の政治状況がどのように変化したかを考察してみたい。この問題の研究が、議会政治の将来についてわれわれに一体、何を示唆してくれるであろうか。

日本の議会政治の歴史は、要約すれば次ぎのようになる。すなわち、最初の議会は、一八九〇年（明治二三）一一月に開会され、本年一八九八年（明治二二）五月に第十二特別議会が召集された。このわずか八年のあいだに国会は

四回解散され、五回総選挙が行なわれている。

\*議会の任期についていえば、衆議院は四年、貴族院は七年である。しかし、これまで、正規に任期を無事満了した議会はない。現在の帝国議会（一八九四年九月第四回総選挙後に召集された議会を指す——訳注）は、すでに選挙後丸三年を経過しており、一八九八年（明治三二）に、日本の議会は、初めて任期を満了して解散すると予想されていた。ところが、全く予期しないことであるが、議会はその三年目の任期で解散することになった（一八九七年一二月、第二次松方正義内閣は、第十一議会で内閣不信任決議案が上程され、松方はやむなく辞表を提出、翌九八年三月一五日、第三次伊藤内閣の下で第五回総選挙が行われたことを指す——訳注）

初期議会から政府と議会の間には不協和音が絶えず、激しい衝突も、短期的には、しばしばみられた。一八九一年（明治二四）一二月、衆議院の初めての解散の際、政府予算案に質疑が集中、民党は議会で軍事費の大幅の削減を主張した。第二回の衆議院解散（一八九三年一二月）は、天皇に上奏される陳情書（請願）が争点になった（一八九三年一一月二九日、衆議院議長星亨不信任の動議を可決したが、星の議長職辞職の拒否にあい、一二月一日、天皇への不信任上奏案を可決。一二月二日、天皇は、上奏は議長更迭の請願なのか、それとも議長の不明を謝するの意かと質問、そこで衆議院は後者の意とする奉答案を改めて可決した。そして星は一二月一三日に除名された事件を指す——訳注）。

そして、野党は西洋諸国との条約改正交渉に関して、現行条約を厳正に励行する必要を非常に強い表現で主張（一月一九日、衆議院に安部井磐根、大井憲太郎らは現行条約励行建議案を提出——訳注）、議会は、内閣が外交課題を

解決するにはその姿勢があまりに弱腰だと詰問した。三回目の衆議院の解散（一八九四年六月）も同じ条約改正問題をめぐって行われた（五月三一日、衆議院、内閣彈劾上奏案可決、六月一日、衆議院、解散を命ぜられる—訳注）。後の二回の解散のとき、内閣は伊藤侯爵（当時は伯爵）が首班であり、陸奥（宗光）外相のすぐれた外交手腕によつて、諸外国との強力な条約改正交渉を推進していた。そこで、この条約励行論は、政府の眼には「対外硬」の運動として映じ、折角、これまで進めてきた改正交渉の成果を台無しにするものと考えられた。実際、英國との交渉は殆ど仕上げの段階にあり、同年七月には、キムバリー卿と青木子爵によって日英通商航海条約が調印された。外国人識者において、日本の民主的代表制の定着を危ぶむ見方が頂点に達したのが、ちょうどこの時期であった。すなわち、かれらの多くが、日本がもしも賢明かつ平和愛好的な政治支配を続行するならば、明治憲法は、遅かれ早かれ停止状態に追いこまれるかも知れないという疑念をもつに至つたのである。議会と政府の衝突が発生したとき、かれらは、松方伯が首相であったこと、そして、二流の政治家が政府を牛耳っていたため、そのような事態は恐らく前以て予想できる現象であったと論評した。伊藤侯や他の幾人かの老練な政治家たちは現職から退いており、一種の予備役としての勢力を形成しており、何らかの重大危機が生じた場合、かれらが召集されることになつていていた。しかし、伊藤が、かれの最も信頼できる同僚とともにわずか一年程政権についた後は、衆議院は解散に次ぐ解散を経験し、もはや、「明治憲法の父」（伊藤）でさえ十分に政治状況を統御できなくなつたことが明らかになると、人々の失望は非常に大きなものとなつた。

日清戦争直後、コンテムポラリーレビューに、「日本の立憲政治の危機と日清戦争」と題して発表された匿名の論

説 (The Japanese Constitutional Crisis and the War, The Contemporary Review, October 1895 pp. 457-476—訳注) は、外国の「いつした知識階級の疑念をよく表明してしまふ」と思われる。譯者曰く、「昨年七月（一八九四年七月—訳注）の始めに、日本は、国内が内輪で分かれ争うという光景をもつけ出してしまつた。私の最もすぐれた日本の友人たち、かれらはまた、代議政体の誕生を熱心に歓迎したきわめて知的な日本の市民たちでもある（傍点横井）のだが、そのかれらが憲法停止の当否について語つてゐる。そして、日本人が長いあいだ経験してきた暗殺を伴つた旧来の專制支配に再び逆戻りするのではないかと心配している」。私は「こゝで特に傍点を付した箇所（原文イタリック）について異議はない。おそらく、著述家の時代認識は、大抵、幾分かはかれ自身の偏見や好みに着色されているのは否定できない。しかし、とにかく、当時の憲法状況が非常に重要な局面にあつたことは事実である。だが、日清戦争が始まると状況は一変した。同年の八月に入ると国民全体が、あたかも一心同体のようになつた。

そして、戦時下に開かれた二回の議会（第八、九議会）では、政府はともに議会の支持を得ることことができた。そこで、多くの人は、戦争が終結しても、このような友好的雰囲気が議会を支配しつづけるよう願つていたのである。他方、野党議員は、かれらの政府協力は单なる一時的なものであり、戦争遂行という非常事態が終われば、また元通り野党としての態度にもどることを明瞭に意思表示していた。たしかに、第九議会（一八九五年一二月—一九六年三月—訳注）が召集される数ヶ月前に、政府批判、とくに遼東半島の還付に対する大きな不満の声が広汎に叫ばれ出した。そして、政府の外交政策に対する激しい反対と見境のない議事妨害がまた復活するのではないかという心配が広がつた。しかしながら、第九議会の開会が近づくにしたがつて、政府と自由党——その当時、日本最大にして最もよく組

織されていた政党——のあいだの提携の約束が成立したという噂が聞かれるようになつた。そして、次ぎの会期に、伊藤内閣は自由党の協力によつて、重要議案を成立させるための過半数の勢力を確保することができたのである。さて、伊藤侯と自由党のこの提携は、日本の立憲政治史における画期的な一段階となり、また、それは伊藤侯の側にとつても、以前と異なる、きわめて大胆な新たな路線の出発点になつた。伊藤は周知のようにドイツの政治システムの礼賛者であり、超然内閣主義の信奉者であった。超然内閣とは、閣僚は天皇に対するのみ政治責任を負い国会や国民に対して何ら責任をとらない政治制度を意味した。

伊藤は、この時期においては、議会の支持を確保しないで政府の職務を遂行することは明らかに不可能だと判断した。そして、自由党の領袖板垣退助（伯爵）は、伊藤侯は建設的な政治家としての性格をもち、帝国憲法の起草者としての経歴の持ち主であるゆえに、伊藤を忠実な同盟者とみなして、かれのこれまでの憲法に対する反抗的な態度を改めることになつた。かれらの提携の「協約」は翌年（一八九六）五月（実は四月二十四日の誤り——訳注）、板垣が内相として伊藤内閣に入閣することによってますます強化された。

他方、こうした動きに対抗して、六派の反政府グループが団結して進歩党を結成した。そしてまた、旧改進党党首の大隈伯と旧薩摩藩の政治指導者松方（正義）伯両者の提携も無視できない。かれらの反政府活動は、政府にとつてまことに厄介な悩みの種となつた。

このとき、中立の立場にあつた人々、とくに井上（馨）伯らが両者の協調を唱え、連立内閣の構想を提案した。内閣の中にも自由、進歩両党の提携を期待する人々がおり、連立内閣の構想は殆ど実現するかに見えた。しかし、板垣

伯が、そのような妥協政治に断固として反対の立場を主張した。つまり、それは個々の政党の立場の違いを無視する考え方であり、日本の憲政史を進展せしむるどころか逆に後退へと導く方策に他ならないと板垣は明言した（一八九六年八月、伊藤は内閣強化のため、松方と大隈の入閣を閣僚らと協議したところ、板垣は大隈の入閣に反対し、説得に応じなかつた。松方は単独の入閣を拒んだ。八月二八日、伊藤は閣内不統一を理由に辞表を提出し第二次伊藤内閣は崩壊した——訳注）。

そして、かれはついに辞任を申し出た。板垣の決意の固いことを知った伊藤は、近年の自由党の政府支持に対する深い恩義を感じており、到底、板垣一人を閣外に去らせてはできないとして自らも辞表を提出した。かくして、任期五年に及んだ伊藤内閣は顕著な実績を残して崩壊したのである。続いて一八九六年（明治二十九）九月、新内閣が誕生（第二次松方内閣、いわゆる松隈内閣——訳注）松方伯が首相兼蔵相に就任、大隈伯が外相に、そして鴨緑江会戦の英雄である海軍大将樺山資紀が内務大臣に就任した。

この時期、国民が解決を期待する三つの問題があつた。一つは差し迫つた経済不況からの脱出、第二は外務省に委ねられたショーヴィニズム（熱狂的排外主義）の実現と遼東半島還付の雪辱をこの眼で見たいという願望の達成、そして、最後に、真の議会政治を確立し無責任な官僚支配の弊害を除去したいという三点であつた。職務に就いた政治家は、それぞれ、これら国民の欲求をすべて十分満たしたいと意欲に燃えた。そしてまた、かれらが優れた成果をあげる事が国民からも期待されていた。しかし、不幸なことに、内閣は内部の統一を欠いていた。すなわち、内閣の薩摩派と大隈派の関係は水と油のようにしつくりゆかなかつた。閣内の協議では常に、互いに支配権を争う——ないし三

派の意向が闘わされた。政府内の勢力均衡の問題は、あらゆる政策の討議に関連して現われた。何人かの有能な政治家を抱えていながら、内閣そのものが失敗に終わったのは、主に、閣内の対立と不和にその原因があつたからるべきであろう。そのような内閣に国民は一年も経たないうちに失望してしまった。一八九七年秋、大隈は、あたかも漢方医が治すべき病氣に西洋医が治療にあたるようなものだといってさっさと辞表を提出、それ以降、荒海を航海し続ける日本丸の運命は旧薩摩閥とその仲間の手に完全に委ねられてしまった。

政府の失墜した信頼を取り戻すために、幾つかの思いきった努力が試みられたが、それらはすべて徒労に終わった。今や大隈は進歩党の過半数の勢力を連れ去り、政府は取るに足りない若干の支持者を有するに過ぎなかつた。議会が開かれるや否や、予想されていた反政府の勢いが極めて強力で、議会運営に難渋した閣僚たちは、天皇に解散の勅令を発するように依頼した。そして、政府は同時に、事態解決のための積極的な政策を国民に提示しなければならなかつた。ところが、驚いたことには、内閣はその翌日に早々と辞表を提出してしまつたのである（一八九七年一二月二一日）。内閣辞任に伴つて発生した全般的な政治的混乱の中で、伊藤侯の名前が多数の人々の口に上るようになつた。かれは、政治的秩序と安定をもたらしうる唯一の政治家であるという期待と歓呼の声が異口同音に現われた。

翌年一月に、伊藤第三次内閣が発足（一八九八年一月一二日）、新しい内閣の陣容は総理伊藤、井上（馨）蔵相そして、文相には、最高の教養と進歩的思想の持主で、しかも非常に大胆な手腕が期待される、若手政治家の西園寺侯が起用された。総選挙は三月に行われ、第十二特別議会が五月一九日に開会された。この議会は現在、開会中であるが、衆議院解散後に開かれた臨時議会なので会期は短いであろう（横井がこの論文を執筆中、開会されていた第十二

特別議会は、著者の予想通り短くて六月一〇日、政府提出の地租増徴案が自由・進歩両党が結束して否決、衆議院が同日、解散を命ぜられた（訳注）。選挙法改正法案が日下、議会に提出されている。法案の内容には、選挙権の財産資格を約三分の一低減すること、すなわち、従来の直接国税一五円納入の条件を地租五円または所得税三円に軽減し、立候補者には制限条項を全廃する。そして、衆議院の定数を現行の三〇〇人から約四七〇人に増やすことなどがそこにうたわれている。この法案が議会を通過すれば、それは日本の立憲政治制度の発展に甚大な影響を与えることはいうまでもない。ところで、伊藤侯が一体、政党勢力と友好和解の関係を作り上げ、その路線を歩むことが、どれほど政治的発展に好都合であると考えているのか、それを予測するのは困難である。伊藤とかれのこれまでの政友である自由党や自由・進歩両党合同派グループとのあいだには、この点に関する暗黙の了解があることは確かだ。各政党關係者は、疑いもなく政党相互の関係がもつと透明で確固たるものにしたいと望んでいたが、伊藤はどうやらかといえば、ここしばらくの間は現状維持を欲していた觀がある。明らかに、伊藤は、現状の政党事情はかれが自ら進んで政友仲間に身を投ずる決意をするのが賢明であることを保証しているとは考えていないだろうし、政党の側でも、かれらは、伊藤を一筋縄ではゆかぬ人物と考えており、そのような伊藤の予備軍になることなど耐えられないという気持ちを抱いているようだ。

いわば、両者は、求愛の期間は数年も続いているが、結婚は未だ実現しておらず、婚約の発表すらなされていないのが実情である。しかしながら、日清戦争後、立憲政治は注目すべき展開を遂げたことは事実である。これまで述べてきた事柄に基づいて、結論として、以下、一、二、三の論点を書き留めておきたい。

まず第一は、内閣は今後、もし議会が一度解散されてその不人気が確認されると、もはや政権に留まる事ができないと予言しても差し支えない。そしてまた、閥族官僚政治は今やその生命を終えんとしつつあり、それがより大きな統合された国家の有機体の中に吸収されてしまうのは、それほど、遠い将来のことではないと言えるであろう。従来、野党のリーダーが唱えてきたのは、政府は閥族の利害を代弁し、国民一般はその利益を代表する基盤を失っているということであった。そして、今後、議会の闘争は、一部閥族の利害の代表対国民全体の利害の代表といった対立図式とは別の根拠に基づいて、展開されるであろうと主張した。さらに、日本が、激しい勢いで突入しつつある現在の巨大な産業発展の時代は、より実際的な種類の課題を生み出し、その問題はますます政治家の注意を奪っている。政党政治と英雄志士による支配といった問題は、今や経済問題に席を譲った觀がある。これからは必要と経験に迫られて、ますます日本人が妥協と和解の価値を深く理解するようになるであろう。そして、今後の日本の政党政治は、より一層理性と節度の力によって鍛え上げられると思われる。今日の政党政治がもつ大きな困難は紀律の欠如と組織的欠陥の問題である。また、政党は政党政治の訓練を受けた知的な指導者を必要としている。残念ながら大隈を除いて眞の政党指導者と呼びうる政治家が殆どいない。

しかしながら、現在、あらゆる面で政党政治の改革の徵候がみられる。これまで、政党に関わりをもたなかつた多数の有力な政治家が、それぞれ異なつた政党に加入することを考えているといわれている。時間は無視することでのきない改革の要因といえよう。ここで、われわれは、日本の議会政治は始まってから、未だ漸く八年の歳月しか経っていないことを考える必要がある。しかし、今、日本の政治は驚くべき速度で変化を遂げつつある。

この調子では、超然内閣から、閣僚が公然とあるいは暗黙のうちに、議会の多数派に対して責任を負う議会政治（議院内閣制）へと変るのは人々が考えるよりもずっと早いであろう。

ともあれ、もう一世代もすれば、日本は、今日のフランスやドイツと同じように、立憲政治を「よく氣楽に自然な形で享受できるようになると予想するのは、それほど見当はずれの考えとはいえないであろう。

(1) 竹越三叉は「国民之友」とエディンバラレビューの文壇における役割の類似性について述べている（「国民之友の廢刊」

西田毅編『竹越三叉集』三六〇頁）。そして、「世界之日本」の創刊にあたって、「世界之日本」は政論に偏して能事終れりとするものに非ず。文学美術に忠に、文教の変革を志し、科学の普及を望み、社会的顯象に注目し、経済法律に論及し、有ゆる人事に亘らんと欲す。而かも皆記者の独断を呈せず、内外専門才人の手を煩はす。此目的に於て我輩を助くる者朝野の名流三〇余人也」と述べて「網羅の博くして一代の思想の博覧会たるに於ては「評論之評論」と云ふべく、識見の精當、品格の尊貴、趣味の豊富に於てはスペクテールたらんことを期し、天下才人の妙品名説を集むるに於てはコンテムポラリー評論に擬せんとす」と「曲学官に媚」びず、「世に阿ねる俗論党」に与することなく「純粹」なる進歩主義を以て「其旗幟」とせんと抱負を宣揚した（「国民之友」三五〇号、一八九六年七月一八日）。

(2) 「英國文人叢書」と蘇峰の「民友社十二文豪」の関係については山田博光「『十二文豪』—比較文学的研究」帝塚山学院大学「日本文学研究」第一四号参照。

(3) 横井時雄「歐州近世史論」九頁 警醒社 一九一〇年。

(4) 同一〇頁。

(5) 浮田和民は「歐州近世史論」について次のような書評をしている（「太陽」一七一一 明治四四・一・一）。「横井君は好んで史を読むも元來歴史家にあらず。其の歐州近世史論を著はす所以のものは過去の事實を解説せんとするに非ずして実は過去の事實により現在及び将来の日本を開発せんと欲するに在り。故に其の史論を為すや固より歴史家の態度に出でずして経世家の着眼を以てせり。然かも史論といふと雖も事實も亦た甚だ豊富にして之を歐州近世史と称すとも異論ある可から

ず」（傍点筆者）と記した上で、「横井君若し史学の研究に全力を注がば其の成功は殆ど測る可からざるものあらん」と評価し、横井の才能と識見は英國のアクトン卿を髣髴たらしむるものがあると述べている。浮田の評価の中に「経世家の着眼」を指摘するあたり、政治家としての横井のキャリア——それが現実には失敗に終つたにせよ——につながる要因があつたことを一言で我々に教示してくれている。

- (6) ト部幾太郎編『故横井時雄君追悼演説集』の中の小崎、綱島の各演説を参照。アルパ社書店 昭和三年。
- (7) 横井時雄「基督伝記序」 竹越与三郎『基督伝記』二頁 大阪福音社 明治二六年。
- (8) 竹越「基督伝記に題す」同書四頁。
- (9) 前掲『故横井時雄君追悼演説集』中の蘇峰の演説「横井小楠」参照。
- (10) 横井時雄「同志社の主義方針に関する」（校長就任演説）『世界之日本』第一八号 明治三〇年八月一日 一七一一二頁。  
横井は当時の同志社を「衰運の極度」とみなしている。明治一〇年代後半の同志社が「天下の私立学校中優に第一流を止めた」のに今は生徒数もわずかに三百内外に落ち込み、「實に本社危急存亡の時にして其の遂に自滅に帰するも、又或は復活して中興の業成るに至るも、其の枢機の決実に今日に在り」と悲壯な決意を表明している。そして、同志社の衰運を挽回して同志社固有の「特殊の理想と天職」を果たさなければならないと主張するのであるが、横井は、帝國大学や慶應義塾、早稲田と異なる同志社固有の「天職」として、1 真正の個人主義 2 人類同胞主義 3 「倫理的国家主義」の三つの思想をあげている。さらに、かれは憂うべき時弊として、とくに、「拜金宗の跋扈」と「狭隘なる愛国主義の流行」をあげ、兩者はともに「國家の精神を消亡し其の信用を失落せしむ」と警告している。ここにも、明治のキリスト者におけるキリスト教と国家主義の密接な結合の一端があらわれている。
- (11) (12) 「同志社社員総辞職ノ顛末」（明治三二一年印刷）『同志社百年史』資料編二 一二四三一四七頁 一九七九年。但し原文片仮名を平仮名に改め、適宜、濁点と読点、ルビを付した。
- (13) 「同志社記事・総長報告（その一）」明治三二年度『同志社百年史』資料編一 八一〇頁。  
〔故横井時雄君追悼演説集〕中の内村鑑三の演説「故横井時雄君の為に弁ず」を参照。
- (14)

〔後記〕 文中、\*を付した箇所は原著者の注記である。読者の理解を助けるために政治史上の事実、人物等について若干の訳者

注をつけた。また、年代の誤記など明白な誤りは適宜訂正した。